

健康保険組合における被扶養者向け特定保健指導事業の効果的なプロセス・ストラクチャー —データヘルス・ポータルサイト 平成30年度事業報告データによる検証— 厚生労働省 2021:68(4)1-8 濱松他

【目的】

- 健康保険組合では被扶養者における特定保健指導実施率向上が一つの事業課題である。保健事業のどのような実施方法・実施体制が、特定保健指導実施率や指導による健康課題の解決に有意に関連しているのか、定量的に検証することを目的として実施した。

【方法】

- 「データヘルス・ポータルサイト」に蓄積された平成30年度の保健事業の実績データを用いて、被扶養者への保健指導の方法・体制によってアウトプット指標・アウトカム指標の目標達成度が有意に異なるか検証した。

【結果】

- 事業の実施方法として「専門職による対面での健診結果の説明」、実施体制として「専門職と連携（産業医・産業保健師を除く）」が有りの事業においては、アウトプット指標・アウトカム指標の目標達成度が有意に高かった。
- 健保組合の属性を考慮しても、「専門職による対面での健診結果の説明」を実施している事業のほうがアウトプット指標の目標達成度が有意に高かった。

【結論】

- 「専門職との連携」と「対面で本人の健診結果を説明する」という要素を組み合わせることで、被扶養者向け特定保健指導事業の効果的な実施につながる可能性が高い。

